

高知県公安委員会告示生企第13号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月1日

高知県公安委員会委員長

前田 みか

別表のとおり

別表

申請者	製造業者名	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
埼玉県北足立郡伊奈町西小針六丁目90番地 株式会社ゼクロスクリエイティブ 代表取締役 甲斐 康伸	左同	回胴式遊技機 LバーニングエクスプレスZN 5S0259	告示の日から3年間
東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー 株式会社銀座 代表取締役 藤島 久香	左同	ぱちんこ遊技機 P頭文字D2GCPC 4P1286	告示の日から3年間
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ 代表取締役 山本 和弘	左同	ぱちんこ遊技機 PLTゴッドイーター199VER -ARB 510086	告示の日から3年間
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ 代表取締役 山本 和弘	左同	ぱちんこ遊技機 eパリピ孔明NB 5P0774	告示の日から3年間
愛知県春日井市桃山町一丁目127番地 マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央	左同	ぱちんこ遊技機 PシャカRUSH ZD 5P0545	告示の日から3年間